関係事業主各位

令和 8 年 11 月

陸上貨物労働災害防止協会
北海道支部　十勝分会

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）開催のご案内

日頃より当協会の事業運営につきまして、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項に基づき、フォークリフト運転業務従事者は資格取得後一定期間（3～5 年）ごとに安全衛生教育（再教育）を実施することが義務付けられています。

このたび、下記の要領で講習会を開催する運びとなりましたので、関係従業員の方々の受講について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

開催日時　**令和 9 年 2 月 3 日(水)**　9:00～16:00（昼食休憩 12:00～13:00）

会　　場　十勝地区トラック研修センター 2 階大研修室（帯広市西 19 条北 2 丁目 4 番地）

受講対象　**令和 4 年以前に、フォークリフト運転技能講習・特別教育を修了された方。**

※ 修了後 5 年未満でも受講可能です。

修 了 証　本講習の修了者には、陸災防北海道支部長名の修了証が交付されます。

教育内容（カリキュラム）

科　　目	範　　囲	時　間
1.最近のフォークリフトの特徴	○フォークリフトの構造上の特徴 ○各種荷役運搬方法の特徴	2 時間
2.フォークリフトの取扱いと保守	○フォークリフトによる作業と安全 ○フォークリフトの点検･整備	2 時間
3.災害事例及び関係法令	○災害事例とその防止対策 ○労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2 時間
計		6 時間

【受 講 料】　**陸災防会員 8,500 円・非会員 11,500 円**　［受講料（テキスト代含む）は税込価格です］

【申込方法】

①空き状況をご確認のうえ、別添申込書と修了証のコピーを先に FAX 送信してください。

TEL 0155-36-8575　FAX 0155-35-4614

②申込書本紙と修了証のコピーを下記に郵送してください。

〒080-2459 帯広市西 19 条北 2 丁目 4 番地 十勝地区トラック研修センター内

陸災防北海道支部 十勝分会

③受講料は講習日の 10 日前までに下記口座へ送金してください。

（振込先） 北洋銀行 帯広中央支店（普通口座）4331250

陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部 十勝分会

【そ の 他】

※　定員になり次第、または令和 9 年 1 月 25 日（月）で受付を終了します。

※　前日までに連絡なしに欠席の場合、受講料は返却いたしませんのでご了承ください。

※　受講者が 20 名に満たない場合は中止となる場合もあります。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（再教育）

受 講 申 込 書

下記のとおり受講を申込みます。

令和　　年　　月　　日

陸運労災防止協会北海道支部長 殿

事業所名 .....

代表者名 ..... ㊞

所 在 地 〒 .....

.....

（電話） ..... （FAX） .....

担当者名 .....

受 講 者

番号	（ふ り が な） 氏　　名	受講者の現住所	生年月日

※受講者の、フォークリフト運転技能講習・特別教育修了証の写しを添付すること。

2027 年 2 月 3 日 帯広開催分 HP